

保護者向け手引き及び手引きの概要版（リーフレット）について

1 保護者向け手引き（概要版・全体版）

（1） 保護者向け手引き（概要版） 【資料 2】

保護者向けの情報を手引きとして作成し、関係機関をとおして配布する。
各種相談先を案内するとともに、二次聴力検査及び精密検査の受検も促す。
配布しやすいよう、両面 1 枚で収まるように作成。

○掲載項目

厚生労働省の障害者総合福祉推進事業において作成された、「お子さんのきこえのハンドブック～きこえない・きこえにくいお子さんのために～」（概要版）を参照し作成

○活用方法

- ・ 新生児聴覚検査でリファーとなったときに検査実施医療機関から配布
- ・ 診断されたときに医療機関から配布
- ・ 保健センターでの相談や指導時に配布
- ・ 聾学校の聾幼児教育相談で配布
- ・ 愛知県ホームページよりアクセス

⇒配布は主に「概要版」で対応。概要版に全体版へアクセスするためのQRコードを添付し、必要に応じてアクセスできる体制を整備。

(2) 保護者向け手引き（全体版） 【資料3】

保護者向けの情報を手引きとして作成し、関係機関をとおして配布する。

○掲載項目

(1) 保護者向け手引き（概要版）と同様に、厚生労働省の障害者総合福祉推進事業において作成された、「お子さんのきこえのハンドブック～きこえない・きこえにくいお子さんのために～」(全体版)を参照し作成

○活用方法

概要版を見た保護者が詳細な内容を知りたい際に活用。概要版にQRコードを添付し、必要に応じてアクセス及び愛知県ホームページからアクセスできる体制を整備。

(3) 関係機関一覧 【資料5】

市町村・医療機関・保健センター・学校・療育機関等が紹介先・連携先となる関係機関を把握できるよう、以下のとおり関係機関の一覧を作成し配布する。

○掲載項目

市町村窓口（障害福祉・母子保健など関係部署）、医療機関（二次聴力検査機関・精密検査機関）、聾学校、療育機関（児童発達支援センター等）、当事者団体

○掲載内容

機関名、所在地、連絡先

○活用方法

- ・上記「掲載項目」の関係機関に配布し、保護者から相談があった場合に相談内容に応じた適切な関係機関につなぐ。
- ・(2)の手引きにも掲載。